

公 売 公 告

公告第 23 号

揭示場所

令和 7 年 9 月 3 日

竹富町役場 揭示板

竹富町長 前泊 正人

印

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法95条の規定により広告します。

公 売 財 産	売却区分	公 売 財 産		公売保証金	見積価額
		名称、性質、所在、地上権等の内容、その他	数量		
1		別紙「公売財産の表示」のとおり	1	—	評定中
(注) ① 上記売却区分ごとに公売します。入札書は売却区分ごとに別紙として下さい。					

公 売 方 法	入札 ・ せり売り
---------	-----------

公 売 の 方 法 及 び 日 時	入札	令和 7 年 9 月 26 日 午 前 3 時 00 分 から
	せり売り	令和 7 年 9 月 26 日 午 前 3 時 30 分 まで
	開 札	令和 7 年 9 月 26 日 午 前 3 時 30 分

公 売 場 所	ういばるデンサ会館
---------	-----------

売 却 決 定	日時	令和 7 年 10 月 3 日 午 前 10 時 00 分	場所	竹富町役場税務課
---------	----	-------------------------------	----	----------

代金納付期限	令和 7 年 10 月 3 日 午 前 3 時 00 分
--------	------------------------------

買受人についての 資格その他の要件	以下のいずれかに該当する方は、公売への参加及び財産を買い受けることができません。 1. 20歳未満の方 2. 日本語を完全に理解できない方 3. 国税徴収法第92条(買受人の制限)及び同法第108条第1項(公売参加者の制限)に該当する方 4. 竹富町暴力団排除条例に該当する方 5. 竹富町が定める合同公売公告等の内容を承諾せず、遵守できない方 6. 公売財産の買受について一定の資格その他の要件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
----------------------	---

そ の 他	1 この公売公告に違反した者又は国税徴収法第92条の規定に該当する者及び同法第108条第1項の規定に該当する者 竹富町暴力団排除条例に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。 2 公売財産の入札をしようとする者(「入札者等」という。)は公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。 3 一度行った入札は、変更又は取り消しできません。 4 最高価額の入札者が2名以上のときは、引き続き最高価申込者限定で期日入札の方法により追加入札を行います。そ の追加入札の価額が、なお同額の場合は「くじ」で最高価申込者を決定します。 5 公売財産に係る町税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき 重大な理由があるときは売却決定を取り消します。 6 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときに なります。また、引き渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。 7 竹富町は公売財産について瑕疵(かし)担保責任を負いません。 8 平成20年6月6日の国税徴収法基本通達一部改正により、公売財産が消費税法上の課税財産(消費税法別表第1(第6条 関係)に掲げる財産以外の財産)である場合、見積価額、最高価申込価額及び売却価額に消費税相当額を含む取扱い となりました。このため落札価額をもって売却決定金額とします。 9 公売公告の内容は、竹富町役場税務課で閲覧することができます。 10 入札等により自己に関わる情報が第三者に知られ、若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何 ら保証しません。
-------------	---

配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする前日までに債権現在額立書によりその内容を竹富町役場に申し出て下さい。なお、債権現在額申立書の申用紙は当役場に用意してあります。

売却区分番号	1	見 積 価 額	210,000	円
		公売保証金		0 円
公売財産の表示	財産の表示			
	一. 小型船舶			
	船舶番号	***-****	沖縄	
	船舶の種類	汽船		
	船籍港	沖縄県八重山郡竹富町		
	船舶の長さ	6.45m		
	船舶の幅	2.42m		
	船舶の深さ	0.99m		
	総トン数	2.6トン		
	船体識別番号	JP-*****		
	推進機関の種類及び型式	船外機		
	新規登録年月日 (原簿調整年月日)	平成24年4月25日		
	船体の色	白		
	引渡時保管場所	竹富町字上原 船浦港（上原地区）船揚げ場		
	車両の状況	船体の内外に小さな傷が見受けられます。		
引渡条件	車両及び装置は代金納付時の現況有姿により引渡します。			
その他	・船体鍵1本			
・上記事項は町が目視等により確認できた事項のみであり、正確な内容を保証するものではなく、また、すべての状況を確認しておりません。 ・いかなる場合でも、返金・返品・交換はできませんので、状態が気になる方は、下見の際にご確認ください。 ・当該船舶は3名の共有物となっており、公売対象となるのは、所有権のうち1名分にあたる3分の1の持分となります。また、搭載エンジン及び船台は、当該船舶とは別の所有者が所有しており、今回の公売には含まれません。これらの点を考慮し、価格を調整しています。なお、右舷後方のハンドルレールが外れている状態です。 ・売却決定後は、ご自身で他の名義人及び搭載エンジン等の所有者と調整を行う必要があります。				

その他事項	1. この公売公告に違反した者又は国税徴収法第92条及び同法第108条第1項に該当する者、竹富町暴力団排除条例に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。 2. 公売財産の入札をしようとする者（「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の申込手続きが必要です。 3. 一度行った入札は、変更又は取消しできません。 4. 最高価額の入札者が2名以上のときは、引き続き最高価申込者限定で期日入札の方法により追加入札を行います。その追加入札の価額が、なお同額の場合は「くじ」で最高価申込者を決定します。 5. 公売財産に係る町税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な理由があるときは売却決定を取り消します。 6. 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、引き渡しを行う財産の引き渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。 7. 竹富町は公売財産について瑕疵（かし）担保責任を負いません。 8. 売却決定は、公売公告に記載した日時に最高価申込者に対して行います。また、売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額で行います。（消費税法等で課税対象となるものについても、見積価額・入札価額・売却決定金額に消費税及び地方消費税相当額が含まれています。） 9. 公売公告の内容は、竹富町役場本庁舎掲示板にて閲覧することができます。 10. 入札等により自己に関わる情報等が第三者に知られ、若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら保証しません。
--------------	---